

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成29年12月5日付けで行った、法5条1項及び法施行規則18条の各規定に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、これらのことから、本件処分の取消しを求めている。

I Qが51になり手当がダメという返事だったので、診断してくれる病院を探し、WISCという診断をしてもらおうと47となり、再度提出したが、再度不採用となった。今回1回の診断書で、このようになるのは親としては不信感がつる。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に

より棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 6月20日	諮問
平成30年 8月22日	審議（第24回第2部会）
平成30年 9月20日	審議（第25回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた当該父又は母等に対して支給されるものである。そして、支給要件に該当すべき「障害児」については、法2条1項において、「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とし、同条5項は、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は政令で定めるとしている。
- (2) 法施行令1条3項は、法2条5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三（以下「政令別表」という。）に定めるとおりとし、同表において各級の障害の状態を定めている（別紙2参照。ただし、本件児童の障害の状態は、本件診断書が様式第4号（知的障害・精神の障害用）であることから、当該障害に関連する部分のみを抜粋した。）。

(3) 政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）が定められており、さらに、認定要領の別添1において、各傷病別の具体的な障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）が定められている。

(4) 法施行規則1条は、法5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法2条1項に規定する状態にあることに関する医師の診断書を添付して、都道府県知事に提出すべき旨を定めている。したがって、特別児童扶養手当の受給資格について、支給対象障害児が1級又は2級の程度の障害の状態にあるか否かに関する都道府県知事の認定は、提出された診断書の記載内容を基に、認定要領及び認定基準に照らして、総合的に判断すべきものであると解せられる。

なお、法39条の2の規定は、法に基づき都道府県が処理することとされている事務を法定受託事務とするところ、認定要領及び認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

(5) 本件児童の障害程度の認定については、提出された診断書が様式第4号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第7節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生

活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級に該当するものと認定するとし、認定に当たっては、具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮するとしている（認定基準第7節・1）。

また、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」及び「発達障害」に区分するものとされ（認定基準第7節・2）、区分ごとに認定の基準が定められている。

- 2 これを本件についてみると、本件診断書によれば、本件児童の障害の原因となった傷病名には「フォン・レックリングハウゼン病」（別紙1・1）と記載されているところ、知能障害等には「IQ47」（別紙1・7・(1)）と記載され、精神症状（別紙1・10）には記載がないことから、本件児童の障害の認定に際しては、「知的障害」の基準に基づき判定することになる。

- (1) 「知的障害」における障害の程度については、「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」を1級と、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」を2級とし、この場合における精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられるとしている（認定基準第7節・2・D・(2)）。

知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼すること

なく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断することとし、知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定することとしている。そして、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとしている（認定基準第7節・2・D・(3)及び(4)）。

- (2) これを本件児童についてみると、本件診断書の記載によれば、本件児童の知能指数（IQ47）は50以下であることから（別紙1・7・(1)）、障害の程度は2級に相当するとも考えられる（上記(1)）。

しかし、「知能障害等」の程度についてみると、場合に合わせた選択や調整はできないものの、指示があれば衣服の着脱をすることはできること、話し言葉は伝わりにくいものの、それは両側難聴のためであること（別紙1・3及び同7・(2)）が認められる。また、「意識障害・てんかん」欄（別紙1・9）、「精神症状」欄（別紙1・10）及び「問題行動及び習癖」欄（別紙1・11）には記載がないほか、「食事」、「洗面」、「排泄」、「衣服」及び「入浴」は全て自立しており、「危険物」は大体わかるとされ、「睡眠」も問題ないとされており、日常生活における要注意度も「随時一応の注意を必要とする」とされている（別紙1・13及び14）。

これらのことを、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断すると、本件児童は知的障害を有するものの、その障害の程度は、認定基準第7節・2・D・(2)が2級に相当するものとして例示する「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なもの

に限られる」程度にまで至っているものとは認められない。

- (3) 上記(2)で検討したところからすると、本件児童の障害の程度は、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」(2級)にまで至っているとは認められないものであり、政令別表に定める障害の程度については、「非該当」であると判断することが相当である。

したがって、請求人は、特別児童扶養手当の支給要件に該当する者には当たらないと判断せざるを得ないものである。

- 3 請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、上記2のとおり、審査医の審査結果に基づき、処分庁が、本件児童は法2条5項に規定する障害の程度の状態にあるとは認められず、同条1項に規定する障害児には当たらないとしてなした本件処分を違法又は不当なものということとはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2(略)